

佐賀県告示第 414 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 17 第 1 項の規定により、次の区域を指定区域として指定する。

令和 3 年 11 月 12 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

| 指定番号 | 区域 | | 埋立地の区分 |
|------|---------------|------------------------------------|---|
| | 所在 | 地番 | |
| 20 | 鳥栖市真木町字今川 | 10 番の一部 10 番地先の道路の一部 24 番の一部 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 12 条の 31 第 2 号に規定する埋立地 |
| 21 | 西松浦郡有田町広瀬字猪木野 | 甲 660 番 16 | 〃 |